

公立学校施設等の整備に関する提言

公立学校施設等の整備を推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 公立学校施設は学習・生活の場であるとともに、災害発生時の避難場所としての役割を果たすことから、耐震化事業を計画的に推進するため、必要な財源を確保するとともに、財政措置の拡充を図ること。

特に、補助単価等について、地域の実態に即した見直しを行うこと。

なお、耐震化のための改築事業についても、確実に採択されるよう、十分な財源を確保すること。

また、速やかな事業執行ができるよう、早期内示に努めること。

2. 公立学校施設について、都市自治体が新增築・老朽化対策等を計画的に推進できるよう、所要の予算を確保するとともに、財政措置の拡充を図ること。

特に、補助単価等について、地域の実態に即した見直しを行うとともに、速やかな事業執行ができるよう、早期内示に努めること。

また、学校規模適正化に伴う統廃合に当たっては、施設整備等について、財政措置の拡充を図ること。

3. 学習環境の改善のため、空調設備やトイレ等の学校施設の整備に対する国庫補助事業について、必要な財源を確保するとともに、対象事業の拡大や算定割合の嵩上げ等の拡充を図ること。

また、学校給食施設の整備について、多くの市町村が更新時期を迎えることから、財政措置の拡充を図るとともに、学校給食に係る機器や運送車両等の更新事業に対する財政措置を講じること。

なお、速やかな事業執行ができるよう、早期内示に努めること。

4. 国有の学校用地については、無償譲渡または無償貸付とし、増改築承諾料の徴求を廃止すること。

また、統廃合によって学校の用に供さなくなった用地については、無償または大幅に減額したうえで、都市自治体に譲渡すること。

5. 「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について（通知）」等に定められている国庫納付返還金に係る諸規定について、都市自治体が当該学校施設を有効活用できるよう、一層の見直しを行うこと。
6. 社会教育施設の建設または耐震化及び老朽化に伴う大規模改修等について、十分な財政措置を講じること。
7. 公立小中学校を地域の核として位置付け、公共施設の複合化を進めるため、関係府省庁を横断した財政措置を講じること。
8. 都市自治体が設置する陸上競技場について、地域における競技の実情に即した公認が行われるよう、必要な措置を講じること。
9. 激甚災害法による公立社会教育施設災害復旧費補助金及び公立学校施設災害復旧費国庫負担法の嵩上げ措置の適用要件については、特定地方公共団体に該当する基準を撤廃すること。
10. 地方創生を担う人材の創出に資するよう、公立大学の施設整備に対する財政措置を講じること。